

第14回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月23日(木) 午前10時00分から午前11時27分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 9人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
(欠席委員 1人 1番 琴寄 成人)
4. 参集推進委員 3人
鈴木進吉推進委員、伊藤博推進委員、川嶋敏雄推進委員
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 会務報告について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
報告第1号 非農地証明願いの件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 若林俊彦、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
○議長 ただ今から、平成30年度第14回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
出席委員9名で、定足数に達しており、総会は成立いたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長 それでは、7番 大久保幸雄 委員、8番 大橋好一 委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の堀主幹と岡局長補佐を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

○事務局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。
7月20日(金)、町企画委員会が役場正庁において開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
7月24日(火)、国井正幸氏旭日重光賞受賞記念祝賀会がホテルニューイタヤにおいて開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
7月31日(火)、第1回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が県教育会館において開催され、農業委員の梁島源智会長、早乙女誠職務代理、刀川正己委員、篠原正明委員、大橋幸子委員、清水利通委員、大久保幸雄委員、大橋好一委員、中川久枝委員と推進委員の青木幸一委員長、細井秀男副委員長、川嶋敏雄副委員長、石井隆二委員、

戸崎浅一委員、鈴木進吉委員、中嶋幸平委員、伊藤博委員、木野内佳代子委員、大橋公一委員、中川義人委員、大関孝男委員、大垣秀夫委員、糸川喜幸委員、事務局から私と岡局長補佐が出席いたしました。

7月31日(火)、農業後継者婚活イベント結婚成立者のお祝い会が役場正庁と町長室において開催され、農業委員の梁島源智会長、刀川正己委員、篠原正明委員、清水利通委員と推進委員の青木幸一委員長、細井秀男副委員長、大橋公一委員、事務局から私と岡局長補佐が出席いたしました。

8月17日(金)、農地法第5条申請に伴う現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、大久保幸雄農業委員、大橋好一農業委員、中川久枝農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。

以上です。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(質問意見なし)

○議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括議案の説明と朗読をいただきます。

○事務局(堀主幹兼農地調整係長)

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件につきましてご説明いたします。

8月3日(金)締切の時点で、農地法第3条の規定による許可申請は6件の申請がありました。議案書の記載に従いまして第1項からご説明申し上げます。

第2項案件につきまして8月の総会にかけるか未定の状態でしたので議案に載せましたが、本人より延期したい旨の連絡がありましたので、議案書からの削除をお願いいたします。

第1項：譲渡人_____氏(北小林3)、譲受人_____氏(北小林2)

土地の表示 大字北小林 田 1筆 1,627㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働4人

第3項：賃貸人_____氏(中央)

賃借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____氏(台坪)

土地の表示 大字羽生田 田 2筆 3,376㎡

賃借権の設定、賃借人の稼働力 稼働1人

第4項：譲渡人 _____氏(上表町)

譲受人 _____氏(上表町)

土地の表示 大字壬生乙 畑 1筆 590㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第5項：譲渡人 _____氏(三好町)

譲受人 _____氏(星の宮)

土地の表示 大字藤井 田 2筆 7,394㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働1人

第6項：譲渡人 _____氏(助谷1)

譲受人 _____氏(安塚)

土地の表示 大字助谷 畑 3筆 5,060㎡

贈与による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

なお、第1項及び第3項から第6項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、

申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしております。

以上、説明いたします。

○議長 それでは、第1項案件を議題いたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 刀川正己 委員

○2番 刀川正己 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第1項案件についてご報告いたします。

去る8月11日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と大垣秀夫推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員

この金額は10a当たりの単価ですか、それとも全部の金額なのですか。

○議長 事務局

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

全部で100万円です。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題いたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 篠原正明 委員

○4番 篠原正明 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第3項案件についてご報告いたします。

去る8月11日に賃借人_____氏立ち会いのもと、私と木野内佳代子推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第4項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 3番 早乙女誠 委員

- 3番 早乙女誠 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第4項案件についてご報告いたします。
去る8月8日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と石井隆二推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第5項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 8番 大橋好一 委員

- 8番 大橋好一 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第5項案件について、ご報告いたします。
去る8月9日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と戸崎浅一推進委員で現地確

認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第6項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 9番 中川久枝 委員

- 9番 中川久枝 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第6項案件について、ご報告いたします。
去る8月10日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と糸川喜幸推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

- 事務局 (堀主幹兼農地調整係長)
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件につきまして、ご説明いたします。

8月3日(金)締切の時点で、農地法第5条の規定による許可申請は9件の申請が

ありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

- 第1項：譲渡人 _____氏（西高野）
譲受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____氏（壬生町）
土地の表示 大字壬生甲 畑 1筆 353㎡
駐車場敷地のための所有権移転
- 第2項：貸貸人 _____氏（至宝町）
賃借人 _____株式会社 代表取締役 _____氏（壬生町）
土地の表示 大字壬生甲 田 1筆 1,425㎡
資材置場のための賃借権設定7ヶ月
- 第3項：貸人 _____氏（城内）
借人 _____氏（宇都宮市）
土地の表示 大字国谷 畑 1筆 334㎡
分家住宅敷地のための使用貸借権設定20年
- 第4項：貸貸人 _____氏（下表町）
賃借人 有限会社 _____ 取締役 _____氏（壬生町）
土地の表示 大字表町 田 1筆 236㎡
農産物直売所・農産物加工所のための賃借権設定20年
- 第5項：貸貸人 _____氏（第三）
賃借人 有限会社 _____ 取締役 _____氏（壬生町）
土地の表示 大字表町 田 1筆 772㎡
農産物直売所・農産物加工所のための賃借権設定20年
- 第6項：貸人 _____氏（北小林2）
借人 _____氏・_____氏（上三川町）
土地の表示 大字北小林 田 2筆 合計396.33㎡
分家住宅敷地のための使用貸借権設定35年
- 第7項：貸人 _____氏（北小林2）
借人 _____氏（前橋市）
土地の表示 大字北小林 田 2筆 合計216.13㎡
分家住宅敷地のための使用貸借権設定35年
- 第8項：貸貸人 _____氏（上田2）
賃借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____氏（下野市）
土地の表示 大字上田 畑 1筆 2,196㎡
園芸用土採取のための賃借権設定1年
- 第9項：譲渡人 _____氏（馬場）
譲受人 _____株式会社 代表取締役 _____氏（栃木市）
土地の表示 大字藤井 畑 1筆 659㎡
資材置場のための所有権移転
- 詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る8月17日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の7番 大久保幸雄委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、8月17日（金）に私と大橋好一委員、中川久枝委員、若林俊彦事務局長、堀靖久主幹の5名で調査いたしました。

最初に第1項案件についてご報告いたします

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第1種農地ですが、不許可の例外

規定である農地法施行令第18条第1項第2号に該当する既存施設の敷地拡張であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

次に第2項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第2種農地に該当します。立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

次に第3項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第1種農地であります。転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法施行令第18条第1項第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

次に第4項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は農振農用地ですが、用途区分変更の手続きは平成30年7月に完了して適回答が添付されており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○4番 篠原正明 委員

ロイヤルクイーンとはどんなイチゴですか。

○議長 果肉がちょっと柔らかいもので、以前七ツ石でも作っていましたが、今はやめてしまいました。農協では扱っていません。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

次に第5項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第1種農地であります。転用は原則不許可ですが、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設であり、農地法施行令第18条第1項第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

次に第6項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第1種農地に該当します。転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法施行令第18条第1項第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第7項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

次に第7項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第1種農地であります。転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法施行令第18条第1項第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査

委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第7項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第8項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

次に第8項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第2種農地に該当しますが、園芸用土の採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われます。また、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人からも遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第8項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第9項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

次に第9項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第2種農地であります。立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第9項について、原

案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第9項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件につきまして、ご説明いたします。

8月3日(金)締切の時点で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は1件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：貸貸人 _____氏(六美北部)、_____氏(六美北部)

賃借人 _____氏(那須烏山市)

土地の表示 大字壬生丁 田 3筆 合計7,457.01㎡

許可日が、当初平成29年8月31日付、壬農委指令第5-4号で、許可期間が、平成29年8月31日～平成30年8月30日まで、園芸用土採取、賃借権の設定、平成31年8月30日まで許可期間を延長する申請です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る8月17日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の7番 大久保幸雄委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ8月17日(金)に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請第1項についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、園芸用土の掘削はほぼ終了しておりますが、埋戻し用の建設残土が思うように手配できず、予定通りに表土を戻し農地を復元させるまでに至らないため、平成31年8月30日まで期間延長をするものであり、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準に該当しており、進捗状況に問題は無く、防護柵の設置の徹底、早急な埋め戻しの実施等を厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 なお、今回の調査委員会で、_____の六美地区現場を確認しておりますので、現状について事務局より報告いたさせます。

○事務局(堀主幹兼農地調整係長)
現状は前月と変わりありません。8月17日に生活環境課に_____から搬入届が出されました。書類は確認してあります。

○議長 _____の六美地区現場については、事務局よりの報告の通りであります。次回の現地調査の時にも確認をお願いします。
次回現地調査で変わりがなければ、9月総会に呼び出したいと考えています。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。
それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局(堀主幹兼農地調整係長)
議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件につきまして、議案書の利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。
新規の賃借権分については、3件、18筆、面積合計28,326㎡
新規の使用貸借権分については、1件、1筆、面積合計2,548㎡
所有権移転分については、2件、11筆、面積合計8,460㎡となっております。
以上各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、報告事項に入ります。
日程第6の報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長
報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の12ページの1件がござい

ました。内容については、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、まず、第1項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 2番 刀川正己 委員

第1項案件について、去る7月12日に、私と大垣秀夫推進委員で現地調査をしてまいりました。

願い出のとおり、平成1年頃から宅地となっていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に、日程第7の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の13ページの1件がございました。内容については、記載のとおり相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の14ページの4件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。事務局より「その他」について説明をお願いいたします。

○事務局（岡局長補佐兼庶務係長）

- 1 7月豪雨災害義援金について
- 2 栃木県農政対策協議会加入について

○議長 ただ今説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡願います。

○議長 次に、その他の事務連絡について、事務局より説明願います。

【事務局・・・事務連絡】

- 1 農業者年金加入推進表彰受賞について
- 2 ふるさとまつりについて
- 3 ゆうがおマラソンソフトボールの練習・試合・慰労会について
- 4 その他

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年度第14回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時27分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

7 番 _____

8 番 _____